

現 行	頁	修 正 案
<p style="text-align: center;">第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的・方針等 第 2 節 計画の性格及び基本方針</p> <p>1 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき作成されている「愛知県地域防災計画」の「地震災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。</p> <p>また、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条第 1 項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下この編において「強化地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、</p> <p><u>地震防災応急対策に係る措置に関する事項</u> <u>東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</u> <u>東海地震に係る防災訓練に関する事項</u> <u>東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</u></p> <p>を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、この計画においては、<u>を第 3 編「東海地震に関する事前対策」で定め、 から</u> <u>までの事項については第 2 編「災害予防」で定めるものとする。</u></p> <p>2 この計画は、<u>県民の生命、身体及び財産を守るため、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。</u></p> <p>3 この計画は、<u>各防災関係機関が実施計画を作成することなどにより具体化を図るものとするが、本県をとりまく諸条件の変化を見きわめ、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図っていくものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 編 総則</p> <p>1 第 1 章 計画の目的・方針等 第 2 節 計画の性格及び基本方針 1 <u>地域防災計画（地震災害対策計画）</u> ア この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき作成されている「愛知県地域防災計画」の「地震災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。</p> <p>イ 県民の生命、身体及び財産を守るため、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。</p> <p>ウ 各防災関係機関が実施計画を作成することなどにより具体化を図るものとするが、本県をとりまく諸条件の変化を見きわめ、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図っていくものとする。</p> <p>2 <u>地震防災強化計画</u> <u>大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条第 1 項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、</u> <u>地震防災応急対策に係る措置に関する事項</u> <u>東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</u> <u>東海地震に係る防災訓練に関する事項</u> <u>東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</u></p> <p>を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、この計画においては、<u>を第 3 編「東海地震に関する事前対策」で定め、 から</u> <u>までの事項については第 2 編「災害予防」で定めるものとする。</u></p>	

現 行	頁	修 正 案
		<p>〔東海地震に関する地震防災対策強化地域〕 <u>大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第3条第1項に基づき、強化地域として指定された地域は、次の57市町村である。</u> （昭和54年8月7日：新城市指定、平成14年4月24日：58市町村に指定拡大、平成15年8月20日：田原市市制施行（旧田原町・赤羽根町）57市町村） 名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲都市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市（旧田原町・赤羽根町）、東郷町、長久手町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村、佐織町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、額田町、三好町、設楽町、東栄町、津具村、鳳来町、作手村、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、渥美町</p> <p>3 東南海・南海地震防災対策推進計画 <u>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、</u> <u>東南海・南海地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</u> <u>東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</u> <u>東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項</u> <u>東南海・南海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</u> を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では、東南海・南海地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては第2編「災害予防」及び第4編「災害応急対策」で定めるものとする。</p> <p>〔東南海・南海地震防災対策推進地域〕 <u>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、次の78市町村である。</u> （平成15年12月17日：78市町村指定） 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲都市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、東郷町、長久手町、西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、大口町、扶桑町、木曾川町、祖父江町、平和町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村、佐織町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>第 2 章 各機関の実施責任と処理すべき事務 又は業務の大綱</p> <p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関 〔西日本電信電話株式会社〕</p> <p>(1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p> <p>(2) 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合、及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</p> <p>〔日本銀行〕</p> <p>(2) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。 カ 本行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。</p> <p>〔独立行政法人水資源機構〕</p> <p>(2) 警戒宣言が発せられたときは、中部支社等に防災本部を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。</p> <p>第 4 章 予想される地震災害</p> <p>第 2 節 地震被害の予測</p> <p>1 東海地震等の被害予測</p> <p>(略)</p> <p>以上のような状況を踏まえ、県は、海洋型地震では、想定東海地震、想定東南海地震、想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、養老 - 桑名 - 四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を平成14年度及び平成15年度の2年間で実施するものとする。</p>	<p>3</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>22</p>	<p><u>幸田町、額田町、三好町、藤岡町、下山村、鳳来町、作手村、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、渥美町</u></p> <p>第 2 章 各機関の実施責任と処理すべき事務 又は業務の大綱</p> <p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関 〔西日本電信電話株式会社〕</p> <p>(1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</p> <p>(2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報等が発せられた場合、及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</p> <p>〔日本銀行〕</p> <p>(2) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。 カ 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。</p> <p>〔独立行政法人水資源機構〕</p> <p>(2) 東海地震注意情報が発表されたときは、中部支社等に防災本部を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。</p> <p>第 4 章 予想される地震災害</p> <p>第 2 節 地震被害の予測</p> <p>1 東海地震・東南海地震等の被害予測</p> <p>(1) 調査の目的</p> <p>(略)</p> <p>以上のような状況を踏まえ、県は、海洋型地震では、想定東海地震、想定東南海地震、想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、養老 - 桑名 - 四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を平成14年度及び平成15年度の2年間で実施した。</p> <p>(2) 調査結果の概要</p> <p>(次ページ)</p>

現 行	頁	修 正 案
		<u>イ 予測結果</u>

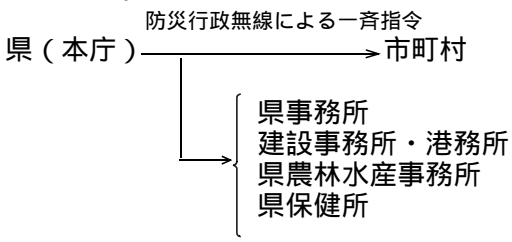
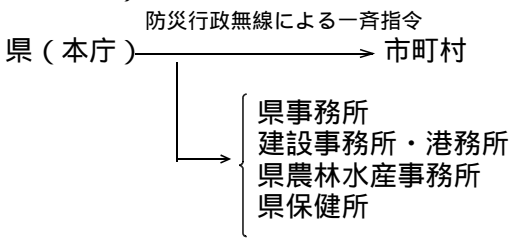
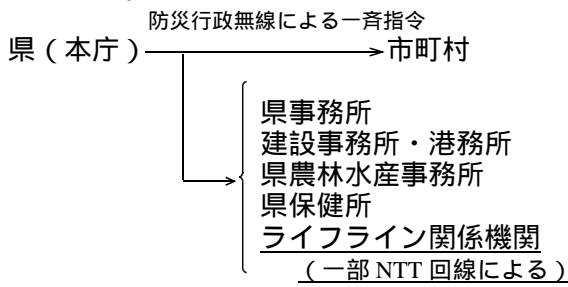
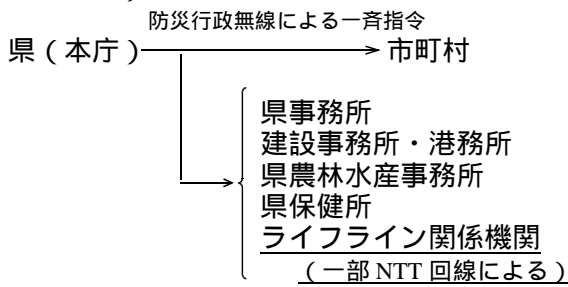
現 行	頁	修 正 案
<p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 震災に関する調査研究 第2節 対策 3 被害想定に関する調査研究 (略) なお、平成14年度及び平成15年度の2年間で、海洋型地震では 想定東海地震、 想定東南海地震、 想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、 養老 - 桑名 - 四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本とした被害予測調査を<u>実施する。</u></p> <p>第2章 都市の防災化 第2節 対策 1 建築物の不燃化の促進 (3) 県営住宅等の不燃化の推進 ア (略) 管理戸数全体に占める不燃化率は平成12年3月末現在ほぼ100%となっている。(略)</p> <p>2 防災空間の整備拡大 (2) 緑地保全地区の指定 (略) 都市緑地保全法は昭和49年に施行され、平成14年3月末現在名古屋市において67か所、140.1haが地区指定されているほか、平成6年の法改正等に伴い、市町村でも10ha未満の地区指定及び用地買収が可能となったので、今後県と市町村で地区指定を順次進めていく必要がある。</p> <p>(3) 都市公園の整備 (略) これまで、国の整備計画に基づき、名古屋市を始め 69 市町村において 3,720 か所、4,526.62ha の都市公園を供用してきた (平成14年3月末現在)。(略)</p> <p>第3章 地盤災害の予防 第2節 対策 4 土砂災害の防止 (1) 災害危険区域 建築基準法第39条の規定に基づき、昭和48年3月から県下の急傾斜地の崩壊による危険の著しい地区を危険区域として389か所(約442.8ha)を指定している(平成14年1月1日現在)。(以下略)</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊危険区域 都市周辺の丘陵地において、宅地造成が増加した結果、地震やその後の降雨による急傾斜地の崩壊事故が発生しやすくなっている。 県内には、人家が5戸以上(人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む)ある急傾斜地崩壊危険箇所が2,910 か所あり、そのうち 529 か所を急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき「急傾斜地崩壊危険区域」に指定している。(平成15年4月1日現在)</p>	<p>25</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p> <p>31</p> <p>33</p>	<p>第2編 災害予防</p> <p>第1章 震災に関する調査研究 第2節 対策 3 被害想定に関する調査研究 (略) なお、平成14年度及び平成15年度の2年間で、海洋型地震では 想定東海地震、 想定東南海地震、 想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、 養老 - 桑名 - 四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本とした被害予測調査を<u>実施した。</u></p> <p>第2章 都市の防災化 第2節 対策 1 建築物の不燃化の促進 (3) 県営住宅等の不燃化の推進 ア (略) 管理戸数全体に占める不燃化率は平成15年3月末現在ほぼ100%となっている。(略)</p> <p>2 防災空間の整備拡大 (2) 緑地保全地区の指定 (略) 都市緑地保全法は昭和49年に施行され、平成16年3月末現在名古屋市において71か所、183.4haが地区指定されているほか、平成6年の法改正等に伴い、市町村でも10ha未満の地区指定及び用地買収が可能となったので、今後県と市町村で地区指定を順次進めていく必要がある。</p> <p>(3) 都市公園の整備 (略) これまで、国の整備計画に基づき、名古屋市を始め 69 市町村において 3,803 か所、4,625.74ha の都市公園を供用してきた (平成15年3月末現在)。(略)</p> <p>第3章 地盤災害の予防 第2節 対策 4 土砂災害の防止 (1) 災害危険区域 建築基準法第39条の規定に基づき、昭和48年3月から県下の急傾斜地の崩壊による危険の著しい地区を危険区域として394か所(約446.8ha)を指定している(平成16年1月1日現在)。(以下略)</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊危険区域 都市周辺の丘陵地において、宅地造成が増加した結果、地震やその後の降雨による急傾斜地の崩壊事故が発生しやすくなっている。 県内には、急傾斜地崩壊危険箇所が 7,178 か所(うち人家が5戸以上(人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む)ある箇所が 2,910 か所)あり、そのうち 533 か所を急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づき「急傾斜地崩壊危険区域」に指定している。(平成16年4月1日現在)</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>5 地盤沈下の防止 (2) 地盤沈下防止対策等の実施 工業用水法により名古屋市の一部地域及び尾張西部21市町村が指定地域となっているので、指定地域内の工業用井戸について規制指導を行うとともに、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、尾張34市町村の区域を対象に地下水の揚水の規制指導を行う。(略)</p> <p>第4章 公共施設の安全確保 第3節 交通安全施設等 2 対策 (2) 信号機用非常電源装置 緊急交通路の主要交差点を重点として、信号機用非常電源装置を整備する。 (3) (略) (4) 交通情報収集・提供機器 緊急交通路の効率を確保するため、交通規制情報、一回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器の整備を図る。</p> <p>第4節 海岸・河川・港湾漁港・空港 2 対策 (1) 海岸 社会資本整備重点計画に基づいて、津波、波浪等から背後地の住民を守るため、<u>保全施設を整備する。</u> ア 堤防護岸の改良、補強 地盤沈下及び老朽化した堤防護岸の法張補強、堤防高の低い箇所の高上げ、地盤の液状化対策等を飛島海岸始め 37 海岸について実施する。 イ 堤防護岸の新設 堤防護岸の設けられていない佐久島海岸始め 7 海岸に堤防護岸を新設する。 ウ 樋門、閘門等の改築、補修 老朽化した堀川口防潮水門ポンプ所の改良や、地盤沈下及び老朽化により内水排除に支障を生じている半田水門等を改築、整備する。 エ 背後地が低い海岸堤防の対策 飛島海岸始め背後地が低い海岸堤防については、緊急度の高い箇所から必要な対策を実施していく。</p> <p>第5節 上水道 (1)施設の防災性の強化 特に、軟弱地盤地帯等における(略)</p> <p>第9節 ガス施設 2 対策 県下各ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。 (1)～(2) (略) (3) <u>マイコンメーターの設置の推進</u> 各家庭においては、ほぼ設置されているマイコンメーター(地震やガス漏れなどの異常時にガスを自動的に遮断する装置)について、業務用顧客への設置を推進する。 (4) (略)</p>	<p>34</p> <p>43</p> <p>43</p> <p>45</p> <p>49</p>	<p>5 地盤沈下の防止 (2) 地盤沈下防止対策等の実施 工業用水法により名古屋市の一部地域及び尾張西部21市町村が指定地域となっているので、指定地域内の工業用井戸について規制指導を行うとともに、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、尾張33市町村の区域を対象に地下水の揚水の規制指導を行う。(略)</p> <p>第4章 公共施設の安全確保 第3節 交通安全施設等 2 対策 (2) 信号機電源付加装置 緊急交通路の主要交差点を重点として、信号機電源付加装置を整備する。 (3) (略) (4) 交通情報収集・提供機器 緊急交通路の機能を確保するため、交通規制情報、一回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器の整備を図る。</p> <p>第4節 海岸・河川・港湾漁港・空港 2 対策 (1) 海岸 津波、波浪等から背後地の住民を守るため、<u>海岸保全施設を整備する。</u> ア 堤防護岸の改良、補強 地盤沈下及び老朽化した堤防護岸の法張補強、堤防高の低い箇所の高上げ、地盤の液状化対策等を実施する。 (削除)</p> <p>イ 水門、陸閘等の改築、補修 老朽化により機能低下している水門、陸閘等を改築、補修する。また、必要に応じて開門操作の電動化、遠隔操作等を図る。 ウ 背後地が低い海岸堤防の対策 背後地が低い海岸堤防については、緊急度の高い箇所から必要な対策を実施していく。</p> <p>第5節 上水道 (1)施設の防災性の強化 特に、津波危険地域や避難道路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤等における(略)</p> <p>第9節 ガス施設 2 対策 県下各ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。 (1)～(2) (略) (削除)</p> <p>(3) (略)</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>第11節 通信施設 2 対策 (1) 電気通信 ア 西日本電信電話株式会社 (I) 各種災害対策機器の整備 b 可搬型無線機の増配備 c 非常用移動電話交換装置及び電源装置の増配備 d 舟艇の増配備 e 防災用資器材の増配備 (オ)～(カ)〔略〕 (キ)災害用伝言ダイヤルの活用 災害用伝言ダイヤルは、被災者の安否確認を直接電話で行わず、全国約 50 か所に配置された災害用伝言ダイヤルセンタを経由して行うことにより、輻輳を緩和するサービスだが、震度 6 弱以上の地震が発生した場合は直ちに、また各種災害が発生した場合には電話の輻輳が予測される時に、災害用伝言サービスを提供する。 なお、東海地震に関する対策としては、警戒宣言前の段階から必要に応じ速やかに提供を開始する。</p> <p>災害用伝言ダイヤルのシステム</p> <p>第 9 章 津波予防 第 1 節 基本方針 海域で起こる大きな地震は津波を発生させ、大きな災害をもたらすことが多く、東海地震においても津波が襲来するとされている。</p> <p>第 2 節 対策 1 津波危険地域等の指定 東海地震の津波被害予測等を基に、海岸線又は地震による津波が河川遡上の可能性がある地域を有する下記の関係市町村は、津波により人・住家等に危険が予想される地域があると想定する場合は、これを「津波危険地域」として指定することとする。</p>	<p>53</p>	<p>第11節 通信施設 2 対策 (1) 電気通信 ア 西日本電信電話株式会社 (I) 各種災害対策機器の整備 b 可搬型無線機の配備 c 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備 d 舟艇の配備 e 防災用資器材の配備 (ア)～(カ)〔略〕 (キ)災害用伝言ダイヤルの活用 災害用伝言ダイヤルは、被災者の安否確認を直接電話で行わず、全国約 50 か所に配置された災害用伝言ダイヤルセンタを経由して行うことにより、輻輳を緩和するサービスだが、震度 6 弱以上の地震が発生した場合は直ちに、また警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。</p> <p>災害用伝言ダイヤルのシステム</p> <p>69</p>
<p>第 9 章 津波予防 第 1 節 基本方針 海域で起こる大きな地震は津波を発生させ、大きな災害をもたらすことが多く、東海地震においても津波が襲来するとされている。</p> <p>第 2 節 対策 1 津波危険地域等の指定 東海地震の津波被害予測等を基に、海岸線又は地震による津波が河川遡上の可能性がある地域を有する下記の関係市町村は、津波により人・住家等に危険が予想される地域があると想定する場合は、これを「津波危険地域」として指定することとする。</p>	<p>69</p>	<p>第 9 章 津波予防 第 1 節 基本方針 海域で起こる大きな地震は津波を発生させ、大きな災害をもたらすことが多く、東海地震、東南海・南海地震においても津波が襲来するとされている。</p> <p>第 2 節 対策 1 津波危険地域等の指定 東海地震及び東南海・南海地震の津波被害予測等を基に、海岸線又は地震による津波が河川遡上の可能性がある地域を有する下記の関係市町村は、津波により人・住家等に危険が予想される地域があると想定する場合は、これを「津波危険地域」として指定することとする。</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>〔関係市町村〕 名古屋市、豊橋市、半田市、半田市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、飛島村、弥富町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、御津町、<u>田原町、赤羽根町、渥美町</u></p> <p>イ 海岸線を有しないが、河川遡上の可能性のある市町村 豊川市、蟹江町、十四山村、小坂井町</p> <p>2 津波防災体制の充実 県及び関係市町村は、想定される津波等に対して、あらかじめ対策計画を策定する。 県は、東海地震及び東南海地震による「津波予測図」を作成し、市町村、防災関係機関等の津波対策の基礎資料とするとともに、<u>関係市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針を策定する。</u> 関係市町村は、津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画などを具体的に定めておくものとする。 特に、避難誘導計画の策定にあたっては、<u>既往の最大津波や県の作成する「浸水予測図」をもとに、避難対象地区を市町村地域防災計画に明示するとともに、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。</u>場合によっては、耐震性を有する民間建物を避難場所として指定する。</p> <p>4 津波防災事業の推進 海岸保全事業を始めとする各種津波予防施設等の整備は、第2編第4章公共施設の安全確保として定められるところであるが、このほか津波防災に当たって関係市町村は、避難対象人口の規模に応じた避難地や避難路の整備を図るほか、沿岸地域の老朽建築物の改修、建て替えや重要施設の高地移転などによる津波に強い街づくりの推進にも努めるものとする。</p>	<p>69</p>	<p>〔関係市町村〕 名古屋市、豊橋市、半田市、半田市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、<u>田原市</u>、飛島村、弥富町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、御津町、渥美町（略）</p> <p>イ 海岸線を有しないが、河川遡上の可能性のある市町村 豊川市、蟹江町、<u>立田村</u>、十四山村、小坂井町</p> <p>2 津波防災体制の充実 県及び関係市町村は、想定される津波等に対して、あらかじめ<u>計画</u>を策定する。 関係市町村は、津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画などを具体的に定めておくものとする。 特に、避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地区を市町村地域防災計画に明示するとともに、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。場合によっては、耐震性を有する民間建物を避難場所として指定する。 <u>なお、津波の避難計画の策定にあたっては、既往の最大津波、県が作成した東海地震、東南海地震による「津波予測図」や、「市町村津波避難計画策定の手引き」等を基礎資料とする。</u></p> <p>70 4 津波防災事業の推進 海岸保全事業を始めとする各種津波予防施設等の整備は、第2編第4章公共施設の安全確保として定められるところであるが、このほか津波防災に当たって関係市町村は、避難対象人口の規模に応じた避難地や避難路の整備を図るほか、沿岸地域の老朽建築物の改修、建て替えや重要施設の高地移転などによる津波に強い街づくりの推進にも努めるものとする。 <u>内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。</u> <u>また、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。</u> <u>防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画</u> <u>防潮堤、堤防等の補強、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画</u> <u>水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法</u></p>

現 行	頁	修 正 案
<p>第14章 防災施設等の整備 第2節 対策 1 防災施設及び災害対策用資機材等の整備 (1) 情報連絡施設の整備 県は、迅速で確実な災害対策を取るために、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部とを結ぶ緊急連絡用のホットライン（中央防災無線）並びに総務省消防庁とを結ぶ消防防災無線、更に報道関係機関との間の放送局ホットラインを有効に活用するほか、県及び市町村等防災関係機関を結ぶ防災行政無線及び「地域衛星通信ネットワーク」を利用した次の衛星通信設備の円滑な運用を図るものとする。 <u>ア 耐震通信施設</u> <u>イ 衛星通信車載局</u> <u>ウ 県が自衛隊に設置する衛星通信端末局</u></p> <p>第15章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 対策 1 防災訓練の実施 (1) 総合防災訓練 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>(4)~(8) (略)</p> <p>2 防災のための意識啓発 (1) (略) ア~ウ (略)</p> <p><u>エ~シ (略)</u> (3) 自動車運転手に対する広報 ウ 広報の内容 (ア) (略)</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>3 防災のための教育 (2) 県職員に対する地震防災教育 ア~ウ (略)</p> <p><u>エ~ケ (略)</u></p>	<p>83</p> <p>86</p> <p>87</p> <p>90</p>	<p>第14章 防災施設等の整備 第2節 対策 1 防災施設及び災害対策用資機材等の整備 (1) 情報連絡施設の整備 県は、迅速で確実な災害対策を取るために、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部とを結ぶ緊急連絡用のホットライン（中央防災無線）並びに総務省消防庁とを結ぶ消防防災無線、更に報道関係機関との間の放送局ホットラインを有効に活用するほか、県及び市町村等防災関係機関を結ぶ防災行政無線及び「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信設備の円滑な運用を図るものとする。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>第15章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 対策 1 防災訓練の実施 (1) 総合防災訓練 (略) <u>地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報の伝達など、東南海・南海地震を想定した訓練を実施する。</u> (略)</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>(4) 津波防災訓練 <u>県及び津波の関係市町村は、東南海・東南海・南海地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、津波防災訓練を実施する。</u> <u>訓練では、地域の特性に応じて、次のとおり実施する。</u> <u>津波警報等の情報伝達訓練</u> <u>津波避難訓練</u> <u>水門、陸閘等の操作訓練</u></p> <p>(5)~(9) (略)</p> <p>2 防災のための意識啓発 (1) (略) ア~ウ (略) <u>エ 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> オ~ス (略) (3) 自動車運転手に対する広報 ア~イ (略) ウ 広報の内容 (ア) (略) (1) <u>津波来襲のおそれのあるところでの交通規制、津波避難路についての交通規制の内容</u> (2)~(イ) (略)</p> <p>3 防災のための教育 (2) 県職員に対する地震防災教育 ア~ウ (略) <u>エ 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> オ~コ (略)</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>第16章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>県は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)による「地震防災緊急事業5箇年計画」を作成し、県及び市町村等は、これらの計画に基づき、警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。</p> <p>第3節 第2次地震防災緊急事業5箇年計画</p> <p>第1 概要</p> <p>計画の対象地域は、愛知県全域。</p> <p>第3編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第3節 地震防災対策強化地域 (全文略)</p> <p>第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報</p> <p>第2節 対策</p> <p>第1 警戒宣言等の伝達等</p> <p>1 伝達系統</p> <p>(1) 東海地震に関連する情報(東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報)</p> <p>(伝達系統図)中</p>  <p>(2) 警戒宣言 (伝達系統図)中</p> 	<p>92</p> <p>93</p> <p>97</p> <p>101</p>	<p>第16章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>県は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)による「地震防災緊急事業5箇年計画」を作成し、県及び市町村等は、これらの計画に基づき、警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。</p> <p>なお、東南海・南海地震防災対策推進地域については、「地震防災緊急事業5箇年計画」により整備する。</p> <p>第3節 第2次地震防災緊急事業5箇年計画</p> <p>第1 概要</p> <p>計画の対象地域は、<u>東南海・南海地震防災対策推進地域を含む</u>、愛知県全域。</p> <p>第3編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第1章 総 則 (削除)</p> <p>第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報</p> <p>第2節 対策</p> <p>第1 警戒宣言等の伝達等</p> <p>1 伝達系統</p> <p>(1) 東海地震に関連する情報(東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震観測情報)</p> <p>(伝達系統図)中</p>  <p>(2) 警戒宣言 (伝達系統図)中</p> 

現 行	頁	修 正 案
<p data-bbox="129 203 762 257">〔東海地震注意情報が発表されたときの県民に対する呼びかけ例文〕</p> <p data-bbox="129 257 762 302">大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発します。</p> <p data-bbox="129 302 762 347">本日、気象庁長官から、「地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがある」との報告を受けました。</p> <p data-bbox="129 347 762 481">この地震が発生すると、地震防災対策強化地域のうち、静岡県全域及び神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県の一部地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、太平洋沿岸の広い地域に津波の来襲が予想され、特に、伊豆半島南部、駿河湾から遠州灘、熊野灘沿岸にかけてと伊豆半島の一部、及び相模湾の一部、房総半島南部の一部では大きな津波のおそれがあります。</p> <p data-bbox="129 481 762 526">政府としても、総力を挙げて万全の体制で取り組みますので、強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画を作成している施設管理者及び事業者は、それぞれの地震防災計画にのっとり地震防災応急対策を実施してください。</p>	<p data-bbox="762 203 831 257">103</p>	<p data-bbox="831 203 1465 257">〔東海地震注意情報が発表されたときの県民に対する呼びかけ例文〕</p> <p data-bbox="831 257 1465 481">県民の皆さま 本日、時分に、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が現れており、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。</p> <p data-bbox="831 481 1465 616">これに伴い、県においては、職員の緊急参集と地震災害警戒本部開設準備室の設置を行うとともに、地震発生に備えた準備行動に取り組んでまいります。</p> <p data-bbox="831 616 1465 705">県民の皆さまにあつては、今後の情報に十分注意しつつ、県や市町村からの呼びかけに基づいて、落ち着いて行動してください。</p> <p data-bbox="831 705 1465 862">当面、鉄道、バス等の公共交通機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなります。また、金融機関や小売店舗についても、ほぼ平常どおりの営業となりますので、あわてずに対応していただきますようお願いいたします。</p> <p data-bbox="831 862 1465 929">また、不要不急の旅行を控えていただきますようご協力をお願いします。</p> <p data-bbox="831 929 1465 1131">今後の地殻変動の状況によっては、東海地震の予知及び警戒宣言が発せられることがあります。警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の鉄道・バス等公共交通機関は運行を停止することになりますので、注意情報の間に、お早めに帰宅に心がけていただきますようお願いいたします。</p> <p data-bbox="831 1131 1465 1310">また、警戒宣言が発せられると、強化地域の市町村では、津波、がけ崩れなどのおそれのある危険地域からの避難や、耐震性を有するもの以外の小売店舗の営業停止が実施されますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願いたします。</p> <p data-bbox="831 1377 1465 1444">〔内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文〕</p> <p data-bbox="831 1444 1465 1534">大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。</p> <p data-bbox="831 1534 1465 1646">本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。</p> <p data-bbox="831 1646 1465 1803">この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。</p> <p data-bbox="831 1960 1465 2049">地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>国民の皆様、特に強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。地震、津波、がけ崩れなど、避難が必要となる場合があるので自治体の指示に従って行動してください。</p> <p>なお、強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。</p> <p>地震予知情報の詳しい内容及び地域住民や国民の具体的な行動要領については、気象庁長官及び防災担当大臣に説明させます。</p> <p>今後とも情報提供を行ってまいりますので、テレビ、ラジオや自治体の広報に注意してください。</p> <p>平成 年 月 日 内閣総理大臣</p>		<p><u>地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。</u></p> <p>なお、<u>地震防災対策強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。</u></p> <p>地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますので、<u>テレビ・ラジオに注意してください。</u></p> <p>平成 年 月 日 内閣総理大臣</p>
<p>第3章 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等</p> <p>2 報告事項・時期</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	106	<p>第3章 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等</p> <p>2 報告事項・時期</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。</u></p>
<p>第4章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>第2節 対策</p> <p>第1 主要食糧、医薬品、住宅棟の確保</p> <p>3 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保</p> <p>県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理のため、<u>社団法人プレハブ建築協会及び社団法人愛知県建設業協会</u>に対し、建設、修理等の協力要請を行う。</p>	109	<p>第4章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>第2節 対策</p> <p>第1 主要食糧、医薬品、住宅棟の確保</p> <p>3 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保</p> <p>県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設、<u>被災住宅の応急修理及び住宅相談のため、社団法人プレハブ建築協会、社団法人愛知県建設業協会及び住宅金融公庫名古屋支店</u>に対し、建設、修理、<u>相談等の協力要請を行う。</u></p>
<p>第2章 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>2 給水確保用の資機材・人員の配備</p> <p>(3) 県は、東海地震注意情報が発表された段階から、水道事業者からの応援要請に備え、<u>県有資機材の整備点検を行うとともに、警戒宣言が発せられた場合には、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づく「愛知県水道震災広域応援実施要綱(案)」</u>により広域応援体制を整える。</p>	110	<p>第2章 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>2 給水確保用の資機材・人員の配備</p> <p>(3) 県は、東海地震注意情報が発表された段階から、水道事業者からの応援要請に備え、<u>県有資機材の整備点検を行うとともに、警戒宣言が発せられた場合には、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」</u>により広域応援体制を整える。</p>
<p>第5章 発災に備えた直前対策</p> <p>第5節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>第2 電気</p> <p>(3) 安全広報</p> <p>ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。</p>	113 117	<p>第5章 発災に備えた直前対策</p> <p>第5節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</p> <p>第2 電気</p> <p>(3) 安全広報</p> <p><u>テレビ、ラジオ等の報道機関及びホームページ</u>を通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>第3 ガス 1 都市ガス (2) 安全広報 警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時停止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。</p>	117	<p>第3 ガス 1 都市ガス (2) 安全広報 警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。</p>
<p>第4 通信 (1) 地震防災応急対策等に関する広報 警戒宣言が発せられた場合、利用者の利便に関する次の事項について、<u>ラジオ・テレビ等</u>を通じて広報を行う。</p> <p>(2) 通信の利用制限等の措置 警戒宣言の発令あるいは地震災害に関する各種報道の報道等により、<u>電気通信の疎通が著しく困難となった場合には、電気通信事業法、契約約款等の定めるところにより、強化地域内外の防災関係機関における地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置をとるものとする。</u></p> <p>(3) 災害用伝言ダイヤルの提供（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社） 警戒宣言前の段階から必要に応じ速やかに災害用伝言ダイヤルを提供する。</p> <p>(4) 建物、施設等の巡視と点検 警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。</p> <p>(5) 工事中の施設に対する安全措置 警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。</p>	118	<p>第4 通信 (1) 地震防災応急対策等に関する広報 警戒宣言が発せられた場合、<u>強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織において、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。</u></p> <p>(2) 通信の利用制限等の措置 各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、<u>重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。</u></p> <p>(3) 災害用伝言ダイヤルの提供（<u>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>） 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供するとともに、<u>報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。</u></p> <p>(4) 建物、施設等の巡視と点検 <u>東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。</u></p> <p>(5) 工事中の施設に対する安全措置 <u>東海地震注意情報、又は、警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。</u></p>
<p>第9節 交通対策 第1 道路 1 運転者の取るべき措置の周知 (2) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p>	122	<p>第9節 交通対策 第1 道路 1 運転者の取るべき措置の周知 (2) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>5 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置</p> <p>(3) 通行の禁止又は制限を<u>されている</u>路線上の駐車車両については、直ちに<u>立退きの</u>広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。</p> <p>7 緊急輸送車両の確認</p> <p>(2) 緊急輸送車両の確認申請 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、第4編第23章第2節第3で定める「緊急通行車両等確認申請書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>第2 鉄道</p> <p>1 中部運輸局 中部運輸局は、鉄道について、<u>警戒宣言が発せられた場合、次のとおり指導する。</u></p> <p>(1) <u>強化地域内へ進入する予定の列車は、進入を禁止する。</u></p> <p>(2) <u>強化地域内を運行中の列車は、原則として最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。</u></p> <p>2 東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社</p> <p>(1)東海地震注意情報発表時 イ 旅客への案内等 東海地震注意情報が発表されたときには旅客等に対し、情報を伝達し、列車の運転状況、警戒宣言が<u>発令された場合</u>の列車の運転計画を案内する。</p> <p>(2)警戒宣言発令時 イ 旅客への対応 a ~ b (略) c <u>前項の旅客に対しては、食事のあっせんを行うこととし、あらかじめ指定した駅売店、駅周辺の食料品店、食堂等の食事の供給能力について調査しておき、その供給についての協力体制を確立しておくとともに、臨機応変に対処できる体制を整えておくものとする。</u> なお、食事のあっせんが不可能となった場合には、関係地方自治体に食事のあっせんの援助を要請するものとし、あらかじめ関係地方自治体と協議しておくものとする。 d <u>第1項の旅客のうち病人等緊急の救護を要する旅客については、東海旅客鉄道株式会社直営医療機関又は駅周辺の指定医療機関に収容することとし、その協力体制を確立しておくものとする。</u> また、駅等で常備している応急医薬品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対する応急措置が可能な体制を整えておくものとする。</p>	<p>124</p> <p>125</p> <p>125</p> <p>126</p>	<p>5 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置</p> <p>(3) 通行の禁止又は制限を行<u>った</u>路線上の駐車車両については、直ちに<u>移動の</u>広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。</p> <p>7 緊急輸送車両の確認</p> <p>(2) 緊急輸送車両の届出 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、第4編第23章第2節第3で定める「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>第2 鉄道</p> <p>1 中部運輸局 中部運輸局は、鉄道について<u>次の措置をとるものとする。</u></p> <p>(1) <u>東海地震注意情報が発表された段階から、各事業者がとる準備行動を支援する。</u></p> <p>(2) <u>警戒宣言発令時において、基本的に強化地域内へ進入する予定の列車は進入を禁止し、同地域内を運行中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車し待機させる。ただし震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域における対応については、各事業者の策定した運行とする。</u></p> <p>2 東海旅客鉄道株式会社</p> <p>(1)東海地震注意情報発表時 イ 旅客への対応 a 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、<u>列車の運転状況、警戒宣言が発せられた場合の列車の運転計画を案内する。</u></p> <p>(2)警戒宣言発令時 イ 旅客への対応 a ~ b (略) <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

現 行	頁	修 正 案
<p>3 ~ 7 (略)</p> <p>第3 バス</p> <p>路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>第4 海上交通</p> <p>2 中部運輸局</p> <p>中部運輸局は、第四管区海上保安本部及び名古屋海上保安部と協力して<u>海運業者の</u>応急措置の実施指導を行う。</p> <p>第10節 病院、診療所</p> <p>病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。</p> <p>なお、強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができる。</p> <p>第6章 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第2節 対策</p> <p>第1 道路</p> <p>(1) <u>道路情報板、道路パトロールカー</u>等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。</p> <p>なお、東海地震観測情報が発表された場合においても、<u>道路表示板</u>により、その内容を伝達するものとする。</p>	<p>128</p> <p>129</p> <p>131</p>	<p>3 <u>日本貨物鉄道株式会社</u> 東海地震注意情報が発表された段階から、<u>強化地域内を運転中、又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車については、原則としても最寄りの貨物駅に抑止の手配を行う。</u></p> <p>4 ~ 8 (略)</p> <p>第3 バス</p> <p>1 中部運輸局</p> <p>中部運輸局は、<u>路線バス事業者に対し次の措置をとるものとする。</u></p> <p>(1) <u>東海地震注意情報が発表された段階から、乗客等に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報提供をするとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するよう指導する。</u></p> <p>(2) <u>警戒宣言発令時において、強化地域内における走行は極力抑制し、強化地域内への流入は極力制限する。また、走行路線に危険度が高いと予想される区間がある場合は、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置をとる。</u></p> <p>2 <u>路線バス事業者</u></p> <p>路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>第4 海上交通</p> <p>2 中部運輸局</p> <p>中部運輸局は、第四管区海上保安本部及び名古屋海上保安部と協力して、<u>関係事業者等へ</u>応急措置の実施指導を行う。</p> <p>第10節 病院、診療所</p> <p>病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。</p> <p>なお、強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができる。</p> <p><u>災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来を除き、外来診療を原則縮小する。</u></p> <p>第6章 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第2節 対策</p> <p>第1 道路</p> <p>(1) <u>道路情報板等</u>を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。</p> <p>なお、東海地震観測情報が発表された場合においても、<u>道路情報板</u>により、その内容を伝達するものとする。</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>(2) 道路パトロールカー等により巡視を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。</p> <p>第4編 災害応急対策</p> <p>第2章 通信の運用 第1節 基本方針 (略)</p> <p>また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市町村及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。</p> <p>なお、建物の倒壊に伴う通信施設の損壊や地盤の揺れ等による中継所等、通信関連施設の損壊が予測される激甚な大規模災害が発生した場合は、通信の寸断も予測されるので、県、市町村及び防災関係機関は、緊急対策として県が設置する耐震通信施設や効果的な通信手段となる携帯電話等の利用を行うこととする。</p> <p>第2節 対策 1 通信連絡システムの整備 防災関係機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡施設の適切な管理を行うとともに、通信連絡システムの充実強化を推進する。</p> <p>2 大規模災害が発生した場合の対策 (1) 通信手段の確保 ア 専用通信の使用 (略)</p> <p>なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うにあたり緊急を要する場合は、所定の手続きを経て、これを他人にも利用させることとする。</p> <p>イ 防災相互通信用無線局の使用 防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を行うこととする。</p> <p>(2) 通信手段の確保が困難な場合 ア 衛星通信施設の使用 各防災関係機関は、衛星通信施設を有効に運用することとし、特に県は、防災行政無線網の輻輳や混信が発生した場合には、補完回線としての地域衛星通信ネットワークの一環である衛星通信局の運用が図られるよう、県庁衛星通信局や耐震通信施設を使用して、県下自衛隊を始めとする本県整備の各衛星通信局等への情報伝達を確保する。</p>	<p>131</p> <p>139</p> <p>143</p> <p>143</p>	<p>(2) 巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。</p> <p>第4編 災害応急対策</p> <p>第2章 通信の運用 第1節 基本方針 (略)</p> <p>また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、衛星通信施設の活用、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市町村及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。</p> <p>なお、通信設備を設置した建物や中継所など地上系の通信関連施設の損壊が予想される激甚な大規模災害に備えて、耐震通信施設を始めとする衛星系の通信ネットワークを有効に運用することにより、通信の多ルート化を図る。</p> <p>第2節 対策 1 通信連絡システムの整備 県、市町村及び防災関係機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡施設の適切な管理を行うとともに、通信連絡システムの充実強化を推進する。</p> <p>2 大規模災害が発生した場合の対策 (1) 通信手段の確保 ア 専用通信の使用 (略)</p> <p>なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うにあたり緊急を要する場合は、所定の手続きを経て、これを他人に利用させることができる。</p> <p>イ 防災相互通信用無線局の使用 県、市町村及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。</p> <p>(2) 通信手段の確保が困難な場合 ア 衛星通信施設の使用 県、市町村及び防災関係機関は、衛星通信施設を有効に運用することとし、地上系の防災行政無線網に障害や輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークの一環である衛星通信施設を活用し、映像を含む情報の受伝達に努める。</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>3 激甚な大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>(1) 耐震通信施設の使用</p> <p>県は、防災行政無線網や衛星通信施設が被災し、通信が寸断された場合に備えて、<u>地域衛星通信ネットワークの代替施設局として県庁舎内及び東三河事務所直近の地下に設置した耐震通信施設を使用し、災害情報の収集伝達を行うとともに、衛星通信車載局により、被災地域等における防災情報の収集伝達を確保する。</u></p> <p>ア 県庁耐震通信施設の使用</p> <p>県庁の無線統制室が万一被災した場合は、<u>県庁舎内に県庁衛星通信局の代替機能として設置した県庁耐震通信施設を使用し、県下自衛隊を始め、本県が整備する各衛星通信局、衛星通信車載局等との災害情報の収集伝達を確保する。</u></p> <p>イ 東三河耐震通信施設の使用</p> <p>災害情報の収集伝達を確保するため、県庁耐震通信施設と同様な機能を持つものとして、東三河事務所の直近に設置した東三河耐震通信施設を使用し、地域の円滑な情報の受伝達を推進する。</p>	<p>145</p>	<p>3 激甚な大規模災害が発生した場合の対策</p> <p>(1) 耐震通信施設の使用</p> <p>県は、防災行政無線網や衛星通信施設が被災し、通信が寸断された場合に備えて、<u>県庁及び東三河事務所直近の地下に設置した耐震通信施設を運用し、災害情報の収集伝達を行うとともに、衛星通信車載局により、被災地域等における防災情報の収集伝達を確保する。</u></p> <p>ア 県庁耐震通信施設の使用</p> <p>県庁の無線統制室が万一被災した場合は、<u>県庁耐震通信施設を使用し、県事務所、県内各市町村、県内自衛隊等に設置の衛星V S A T局や建設事務所、農林水産事務所及び消防本部に設置の衛星T V R O局、また、衛星通信車載局への映像を含む災害情報の収集伝達を確保する。</u></p> <p>イ 東三河耐震通信施設の使用</p> <p>災害情報の収集伝達を確保するため、県庁耐震通信施設と同様な機能を持つものとして、東三河事務所の直近に設置した東三河耐震通信施設を使用し、地域の円滑な情報の受伝達を推進する。</p> <p><u>さらに万一、県庁耐震通信施設に障害等が発生した場合は、県庁耐震通信施設の代替機能を果たす。</u></p>
<p>6 郵政業務の応急措置</p> <p>(1) 郵便局の窓口業務の維持</p> <p>災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。</p> <p><u>なお、災害救助法が適用された地域の郵便局においては、非常取扱等を開始する。</u></p>	<p>148</p>	<p>6 郵政業務の応急措置</p> <p>(1) 郵便局の窓口業務の維持</p> <p>災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。</p> <p><u>なお、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、災害特別事務取扱いを行う。</u></p>
	<p>150</p>	

現 行	頁	修 正 案																							
<p>第3章 津波予報、地震情報等の伝達 第2節 対策 1 情報等の種類・内容等 (2)津波予報区 第3表 愛知県が属する津波予報区</p> <table border="1" data-bbox="140 421 735 1261"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波予報区</th> <th rowspan="2">区域</th> <th colspan="2">津波予報担当気象官署</th> </tr> <tr> <th>震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以内にある地震による津波の予報を担当する官署</th> <th>震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以遠にある地震による津波の予報を担当する官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県外海</td> <td>愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。）</td> <td>気象庁本庁</td> <td>気象庁本庁</td> </tr> <tr> <td>伊勢・三河湾</td> <td>愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。） 三重県（伊勢市以南を除く。）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	津波予報区	区域	津波予報担当気象官署		震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以内にある地震による津波の予報を担当する官署	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以遠にある地震による津波の予報を担当する官署	愛知県外海	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。）	気象庁本庁	気象庁本庁	伊勢・三河湾	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。） 三重県（伊勢市以南を除く。）			<p>150</p>	<p>第3章 津波予報、地震情報等の伝達 第2節 対策 1 情報等の種類・内容等 (2)津波予報区 第3表 愛知県が属する津波予報区</p> <table border="1" data-bbox="845 421 1425 1261"> <thead> <tr> <th>津波予報区</th> <th>津波予報区域</th> <th>津波予報区域に属する愛知県の市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県外海</td> <td>愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。）</td> <td>豊橋市、田原市、渥美町</td> </tr> <tr> <td>伊勢・三河湾</td> <td>愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。） 三重県（伊勢市以南を除く。）</td> <td>名古屋市、碧南市、半田市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、飛島村、弥富町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、御津町、渥美町 (三重県の市町村は省略)</td> </tr> </tbody> </table>	津波予報区	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村	愛知県外海	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。）	豊橋市、田原市、渥美町	伊勢・三河湾	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。） 三重県（伊勢市以南を除く。）	名古屋市、碧南市、半田市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、飛島村、弥富町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、御津町、渥美町 (三重県の市町村は省略)
津波予報区			区域	津波予報担当気象官署																					
	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以内にある地震による津波の予報を担当する官署	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以遠にある地震による津波の予報を担当する官署																							
愛知県外海	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。）	気象庁本庁	気象庁本庁																						
伊勢・三河湾	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。） 三重県（伊勢市以南を除く。）																								
津波予報区	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村																							
愛知県外海	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。）	豊橋市、田原市、渥美町																							
伊勢・三河湾	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。） 三重県（伊勢市以南を除く。）	名古屋市、碧南市、半田市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、飛島村、弥富町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、御津町、渥美町 (三重県の市町村は省略)																							
<p>第4章 被害状況等の収集・伝達 第2節 対策 伝達要領 5 鉄道施設被害</p> <div data-bbox="204 1464 722 1563" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>名古屋鉄道株式会社（施設管理課） TEL（052）581 - 2077</p> </div> <p>7 電力施設被害</p> <div data-bbox="233 1680 649 1787" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>中部電力株式会社 総務部業務・管財グループ TEL（052）951 - 3987</p> </div>	<p>154 171</p>	<p>第4章 被害状況等の収集・伝達 第2節 対策 伝達要領 5 鉄道施設被害</p> <div data-bbox="895 1464 1401 1585" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>名古屋鉄道株式会社 （鉄道事業本部 企画管理部管理課） TEL（052）588 - 0868</p> </div> <p>7 電力施設被害</p> <div data-bbox="938 1680 1342 1787" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>中部電力株式会社 総務部総務グループ TEL（052）951 - 3987</p> </div>																							

現 行	頁	修 正 案
<p>8 ガス施設被害</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">伝 達 系 統</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>東邦ガス株式会社 災害対策本部本部室 (総務部総務グループ) TEL (052) 871 - 3511</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>犬山ガス株式会社 (工務課) TEL (0568) 61 - 0002</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>津島ガス株式会社 (総務課) TEL (0567) 28 - 1331</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>中部ガス株式会社 (総務グループ) TEL (0532) 31 - 7141</p> </div> </div> </div>	173	<p>8 ガス施設被害</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">伝 達 系 統</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>東邦ガス株式会社 災害対策本部本部室 (総務部総務グループ) TEL (052) 871 - 3511</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>犬山ガス株式会社 (業務部供給グループ) TEL (0568) 61 - 0002</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>津島ガス株式会社 (総務課) TEL (0567) 28 - 1331</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>中部ガス株式会社 (総務グループ) TEL (0532) 31 - 7141</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>愛知県エルピーガス協会 (事務局) TEL (052) 261 - 2896</p> </div> </div>
<p>被害認定基準 港湾 漁港 (略) 管理上重要な臨港交通のための施設とする。</p> <p>第11章 津波応急対策 第2節 対策 2 避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回等 (1)～(3) (略)</p>	177	<p>被害認定基準 港湾 漁港 (略) 管理上重要な臨港交通のための施設で、利用に支障が生じる被害のあったものとする。</p> <p>204 第11章 津波応急対策 第2節 対策 2 避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回等 (1)～(3) (略) <u>(4) 県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整を行うとともに、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行う。</u></p> <p>4 <u>県が管理又は運営する施設に関する対策</u> <u>県が管理する庁舎、施設など、不特定かつ多数の者が出入りする施設において、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、津波警報等の伝達に努めるとともに、安全確保のため、庁舎、施設等から退避するよう誘導する。</u> <u>また、その他の措置として、次の対策を講じるものとする。</u> <u>ア 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</u> <u>イ 出火防止措置</u> <u>ウ 受水槽等への緊急貯水</u> <u>エ 消防用設備の点検、整備</u> <u>オ 非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</u></p>

現 行	頁	修 正 案																																																												
<p>第12章 医療救護 第1節 基本方針 (略)</p> <p>3 保健所長は、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。</p> <p>第3節 対策 別表 医療救護班一覧表 日本赤十字社愛知県支部「備考」中 (全国救護班編成数460班)</p> <table border="1" data-bbox="197 577 707 828"> <tr><td>国立病院</td><td>8</td></tr> <tr><td>国立名古屋病院</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>国立療養所東名古屋病院</td><td>(1)</td></tr> <tr><td>東尾張病院</td><td>(1)</td></tr> <tr><td>豊橋東病院</td><td>(1)</td></tr> <tr><td>国立豊橋病院</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>国立療養所中部病院</td><td>(1)</td></tr> </table> <p>(備考中) 国立病院、国立療養所</p> <table border="1" data-bbox="197 920 719 1234"> <tr><td>愛知県立病院</td><td>11</td></tr> <tr><td>がんセンター</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>城山病院</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>愛知病院</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>尾張病院</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>小児保健医療総合センター</td><td>(1)</td></tr> <tr><td>心身障害者コロニー</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>231</td></tr> </table>	国立病院	8	国立名古屋病院	(2)	国立療養所東名古屋病院	(1)	東尾張病院	(1)	豊橋東病院	(1)	国立豊橋病院	(2)	国立療養所中部病院	(1)	愛知県立病院	11	がんセンター	(2)	城山病院	(2)	愛知病院	(2)	尾張病院	(2)	小児保健医療総合センター	(1)	心身障害者コロニー	(2)	合 計	231	<p>206</p> <p>209</p>	<p>第12章 医療救護 第2節 基本方針 (略)</p> <p>3 保健所長は、<u>愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。</u></p> <p>第3節 対策 別表 医療救護班一覧表 日本赤十字社愛知県支部「備考」中 (全国救護班編成数470班)</p> <table border="1" data-bbox="887 577 1425 828"> <tr><td>独立行政法人国立病院機構</td><td>7</td></tr> <tr><td>名古屋医療センター</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>東名古屋病院</td><td>(1)</td></tr> <tr><td>東尾張病院</td><td>(1)</td></tr> <tr><td>豊橋病院</td><td>(1)</td></tr> <tr><td>豊橋東病院</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>国立長寿医療センター</td><td>1</td></tr> </table> <p>(備考中) 左記病院</p> <table border="1" data-bbox="887 920 1425 1234"> <tr><td>愛知県立病院</td><td>12</td></tr> <tr><td>がんセンター</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>城山病院</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>愛知病院</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>尾張病院</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>小児保健医療総合センター</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>心身障害者コロニー</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>232</td></tr> </table>	独立行政法人国立病院機構	7	名古屋医療センター	(2)	東名古屋病院	(1)	東尾張病院	(1)	豊橋病院	(1)	豊橋東病院	(2)	国立長寿医療センター	1	愛知県立病院	12	がんセンター	(2)	城山病院	(2)	愛知病院	(2)	尾張病院	(2)	小児保健医療総合センター	(2)	心身障害者コロニー	(2)	合 計	232
国立病院	8																																																													
国立名古屋病院	(2)																																																													
国立療養所東名古屋病院	(1)																																																													
東尾張病院	(1)																																																													
豊橋東病院	(1)																																																													
国立豊橋病院	(2)																																																													
国立療養所中部病院	(1)																																																													
愛知県立病院	11																																																													
がんセンター	(2)																																																													
城山病院	(2)																																																													
愛知病院	(2)																																																													
尾張病院	(2)																																																													
小児保健医療総合センター	(1)																																																													
心身障害者コロニー	(2)																																																													
合 計	231																																																													
独立行政法人国立病院機構	7																																																													
名古屋医療センター	(2)																																																													
東名古屋病院	(1)																																																													
東尾張病院	(1)																																																													
豊橋病院	(1)																																																													
豊橋東病院	(2)																																																													
国立長寿医療センター	1																																																													
愛知県立病院	12																																																													
がんセンター	(2)																																																													
城山病院	(2)																																																													
愛知病院	(2)																																																													
尾張病院	(2)																																																													
小児保健医療総合センター	(2)																																																													
心身障害者コロニー	(2)																																																													
合 計	232																																																													
<p>第13章 救援 第2節 給水 3 対策 (1) 大規模災害が発生した場合の対策 ア 非常用水源の確保 (イ)非常用水源の確保 e 井戸の利用 (略)</p> <p>イ 応急給水体制の確立 (ア) (略) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。 <u>なお、東海地震の地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合の広域応援については、この覚書に基づく「愛知県水道震災広域応援実施要綱(案)によるものとする。</u> また、県の応援体制については「愛知県災害対策実施要綱」に定める事務分担による。 (イ) (略)</p>	<p>211</p>	<p>第13章 救援 第2節 給水 3 対策 (1) 大規模災害が発生した場合の対策 ア 非常用水源の確保 (イ)非常用水源の確保 e 井戸の利用 (略) <u>また、県から提供する災害時井戸情報を活用し、生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。</u></p> <p>イ 応急給水体制の確立 (ア) (略) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。 また、県の応援体制については「愛知県災害対策実施要綱」に定める事務分担による。 (イ) (略)</p>																																																												

現 行	頁	修 正 案																																																							
<p>(2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策 上記「(1)大規模災害が発生した場合の対策」に加え、応急給水の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。</p> <p>県は被害状況により、必要があると認めるときは、応援の可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。</p> <p>さらに県は、市町村への応援事項について、自衛隊あるいは他府県への応援を要請する。特に、近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。</p> <p>第23章 道路交通規制 第2節 対策 第1 交通規制の内容 1 緊急交通路の確保 (「交通規制対象路線」)中</p> <table border="1" data-bbox="167 999 735 1249"> <tr> <td>東名・名神高速道路</td> <td>豊川 IC (静岡県境)</td> <td>一宮 IC (岐阜県境)</td> <td>106.4</td> </tr> <tr> <td>中央自動車道</td> <td>小牧東 IC (岐阜県境)</td> <td>小牧 JCT</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>東名阪自動車道</td> <td>名古屋 IC</td> <td>弥富 IC</td> <td>39.8</td> </tr> <tr> <td>東海北陸自動車道</td> <td>一宮 JCT (岐阜県境)</td> <td>一宮木曾川 IC (岐阜県境)</td> <td>9.9</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="156 1312 719 1373"> <tr> <td>名古屋都市高速</td> <td>全 線</td> <td></td> <td>17.5</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="156 1420 719 1498"> <tr> <td>小計</td> <td>17 路線</td> <td></td> <td>661.8</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="156 1532 719 1626"> <tr> <td>合計</td> <td>125 路線</td> <td></td> <td>2162.7</td> </tr> </table> <p>3 被災地周辺の交通規制 被害状況等により、その周辺の主要箇所において、一般車両を対象とする必要な通行禁止規制等を行う。</p> <p>第3 緊急通行車両の確認 2 緊急通行車両の確認申請 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別記様式1「緊急通行車両等確認申請書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。 (「別記様式1」)中 緊急通行車両等確認申請書 申請者住所</p>	東名・名神高速道路	豊川 IC (静岡県境)	一宮 IC (岐阜県境)	106.4	中央自動車道	小牧東 IC (岐阜県境)	小牧 JCT	11.2	東名阪自動車道	名古屋 IC	弥富 IC	39.8	東海北陸自動車道	一宮 JCT (岐阜県境)	一宮木曾川 IC (岐阜県境)	9.9	名古屋都市高速	全 線		17.5	小計	17 路線		661.8	合計	125 路線		2162.7	<p>213</p> <p>(2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策 上記「(1)大規模災害が発生した場合の対策」に加え、応急給水の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。</p> <p>なお、東海地震の警戒宣言が発せられた場合の広域応援については、この覚書に基づく「愛知県水道震災広域応援実施要綱」によるものとする。</p> <p>県は被害状況により、必要があると認めるときは、応援の可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。</p> <p>さらに県は、市町村への応援事項について、自衛隊あるいは他府県への応援を要請する。特に、近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。</p> <p>238</p> <p>第23章 道路交通規制 第2節 対策 第1 交通規制の内容 1 緊急交通路の確保 (「交通規制対象路線」)中</p> <table border="1" data-bbox="858 999 1437 1249"> <tr> <td>東名・名神高速道路</td> <td>豊川 IC (静岡県境)</td> <td>一宮 IC (岐阜県境)</td> <td>106.4</td> </tr> <tr> <td>中央自動車道</td> <td>小牧東 IC (岐阜県境)</td> <td>小牧 JCT</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>東名阪自動車道</td> <td>名古屋 IC</td> <td>弥富 IC (三重県境)</td> <td>39.8</td> </tr> <tr> <td>東海北陸自動車道</td> <td>一宮 JCT (岐阜県境)</td> <td>一宮木曾川 IC (岐阜県境)</td> <td>9.9</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="858 1312 1437 1373"> <tr> <td>名古屋高速</td> <td>全 線</td> <td></td> <td>53.3</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="858 1420 1437 1498"> <tr> <td>小計</td> <td>17 路線</td> <td></td> <td>697.6</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="858 1532 1437 1626"> <tr> <td>合計</td> <td>125 路線</td> <td></td> <td>2198.5</td> </tr> </table> <p>242</p> <p>3 被災地周辺の交通規制 被害状況等により、その周辺の主要箇所において、一般車両を対象とする通行禁止規制等必要な措置を行う。</p> <p>第3 緊急通行車両の確認 2 緊急通行車両の届出 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別記様式1「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。 (「別記様式1」)中 緊急通行車両等届出書 届出者住所</p>	東名・名神高速道路	豊川 IC (静岡県境)	一宮 IC (岐阜県境)	106.4	中央自動車道	小牧東 IC (岐阜県境)	小牧 JCT	11.2	東名阪自動車道	名古屋 IC	弥富 IC (三重県境)	39.8	東海北陸自動車道	一宮 JCT (岐阜県境)	一宮木曾川 IC (岐阜県境)	9.9	名古屋高速	全 線		53.3	小計	17 路線		697.6	合計	125 路線		2198.5
東名・名神高速道路	豊川 IC (静岡県境)	一宮 IC (岐阜県境)	106.4																																																						
中央自動車道	小牧東 IC (岐阜県境)	小牧 JCT	11.2																																																						
東名阪自動車道	名古屋 IC	弥富 IC	39.8																																																						
東海北陸自動車道	一宮 JCT (岐阜県境)	一宮木曾川 IC (岐阜県境)	9.9																																																						
名古屋都市高速	全 線		17.5																																																						
小計	17 路線		661.8																																																						
合計	125 路線		2162.7																																																						
東名・名神高速道路	豊川 IC (静岡県境)	一宮 IC (岐阜県境)	106.4																																																						
中央自動車道	小牧東 IC (岐阜県境)	小牧 JCT	11.2																																																						
東名阪自動車道	名古屋 IC	弥富 IC (三重県境)	39.8																																																						
東海北陸自動車道	一宮 JCT (岐阜県境)	一宮木曾川 IC (岐阜県境)	9.9																																																						
名古屋高速	全 線		53.3																																																						
小計	17 路線		697.6																																																						
合計	125 路線		2198.5																																																						

現 行	頁	修 正 案
<p>第6章 交通安全施設及び交通管制機器の確保 緊急交通路の信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機用非常電源装置により信号機能を保持させ、また、信号柱が倒壊した場合は、可搬式信号機を設置するなどの滅灯対策を実施し、<u>交通路を確保する。</u></p>	244	<p>第6章 交通安全施設及び交通管制機器の確保 緊急交通路の信号機が停電等により滅灯した場合は、<u>信号機電源付加装置</u>により信号機能を保持させ、また、信号柱が倒壊した場合は、可搬式信号機を設置するなどの滅灯対策を実施し、<u>路線上の交通を確保する。</u></p>
<p>第24章 鉄道施設対策 第2節 その他の鉄道事業者 2 対策 (2) 応急措置 ア 乗務員関係 (ア) 地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。</p>	245	<p>第24章 第2節 その他の鉄道事業者 2 対策 (2) 応急措置 ア 乗務員関係 (ア) 地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上、<u>津波浸水が予想される区間</u>等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。</p>
<p>第26章 電力施設対策 第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策 (4) 復旧方法 イ 復旧方法 (1) 送配電設備 被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、<u>移動用変圧器の利用、他ルートからの送電等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。</u> (5) (略) (6) 広報体制ア 利用者に対する広報 (ア) 災害時におけるPR 電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ等の広報機関その他を通じてPRする。</p>	251	<p>第26章 電力施設対策 第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策 (4) 復旧方法 イ 復旧方法 (1) 送配電設備 被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、<u>他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。</u> (5) (略) (6) 広報体制 ア 利用者に対する広報 (ア) 災害時におけるPR 電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、<u>ホームページ</u>等の広報機関その他を通じてPRする。</p>
<p>第29章 上水道対策 第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策 (1) 支援体制 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請し、応援の要請を受けた水道事業者あるいは県は、これらに積極的に協力する。この協力は「水道災害相互応援に関する覚書」に基づいて行うものとする。 <u>なお、東海地震の地震災害に関する警戒宣言が発令された場合の広域応援については、この覚書に基づく「愛知県水道震災広域応援実施要綱(案)」によるものとする。</u> (2)～(3) (略)</p>	257	<p>第29章 上水道対策 第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策 (1) 支援体制 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請し、応援の要請を受けた水道事業者あるいは県は、これらに積極的に協力する。この協力は「水道災害相互応援に関する覚書」に基づいて行うものとする。 <u>(削除)</u> (2)～(3) (略)</p>
<p>2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策 (1) 支援体制 施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。</p>	258	<p>2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策 (1) 支援体制 施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。 なお、東海地震の警戒宣言が発せられた場合</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>県は被害状況により、必要があると認めるときは、応援の可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。</p> <p>さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは他府県への応援を要請する。特に、近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	258	<p><u>の広域応援については、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」によるものとする。</u></p> <p>県は被害状況により、必要があると認めるときは、応援の可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。</p> <p>さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは他府県への応援を要請する。特に、近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>
<p>第35章 金融対策 第2節 対策 2 日本郵政公社東海支社</p> <p>災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。</p> <p><u>なお、災害救助法が適用された地域の郵便局においては、郵便貯金等の非常取扱等を開始する。</u></p>	267	<p>第35章 金融対策 第2節 対策 2 日本郵政公社東海支社</p> <p>災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。</p> <p><u>なお、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、災害特別事務取扱いを行う。</u></p>
<p>第36章 広域協力及び応援要請 第2節 対策 1～4 (略)</p>	269	<p>第36章 広域協力及び応援要請 第2節 対策 1～4 (略)</p> <p>5 応援要員の受入体制 <u>防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町村長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。</u></p>
<p>第5編 災害復旧</p>	275	<p>第5編 災害復旧</p>
<p>第1章 民生安定のための緊急措置 第2節 対策 4 被災者生活再建支援金の支給 100万円以内、(略) 50万円以内</p>	276	<p>第1章 民生安定のための緊急措置 第2節 対策 4 被災者生活再建支援金の支給 <u>300万円以内、(略) 150万円以内</u> <u>支給限度額 300万円の内訳</u> <u>生活関係経費100万円、居住関係経費200万円</u></p>
<p>6 労働者対策 (2) 職業あっせん等(愛知労働局) ウ 激甚災害に指定された地域の企業(雇用保険適用事業所)に就労する者で、災害を受け企業が休業するに至ったことにより、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものと見なして激甚災害法第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当(賃金の約4.5割～8割に相当する額)の支給を行う。</p>		<p>6 労働者対策 (2) 職業あっせん等(愛知労働局) ウ 激甚災害に指定された地域の企業(雇用保険適用事業所)に就労する者で、災害を受け企業が休業するに至ったことにより、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものと見なして激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当(賃金日額の4.5割～8割に相当する額)の支給を行う。</p>

